

## 関係人口創出事業運営業務 提案説明書

本説明書は、札幌市が実施する「関係人口創出事業運営業務」の委託契約の相手方を選定するための企画競争に関する必要な事項を定めることを目的とする。この企画競争の実施は、関係法令（札幌市の条例、規則その他規程を含む。以下同じ。）に定めるもののほか、本説明書によるものとする。

### 1 名称

関係人口創出事業運営業務

### 2 業務目的、内容等

関係人口創出事業運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照のこと。  
なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、打ち合わせのなかで変更する可能性がある。

### 3 履行期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月29日（金）まで

### 4 予算規模

4,670,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

※ この金額は、規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

### 5 参加資格

応募者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 札幌市の競争入札参加資格「物品・役務」のうち「一般サービス業」の登録業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 札幌市内に活動拠点（本店又は支店等）を有していること。
- (4) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日付け財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置（以下「参加停止の措置」という。）を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て

がなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの団体の活動への関与が認められる者でないこと。

## 6 企画提案を求める項目

次の各号に掲げる事項について提案すること。なお、本項における用語の使用例は、仕様書による。

- (1) 業務体制・業務スケジュールについて  
本業務を確実に実施できる業務体制、スケジュールについて明示すること。
- (2) 受入市町村の選定について  
受入市町村の選定について、さっぽろ連携中枢都市圏から1～2市町村、その他地域から1～2市町村を選定することとし、選定理由を明示すること。
- (3) 滞在型プログラムの企画・実施について  
滞在型プログラムの構築について、過去の実績も含めプログラム内容を明示すること。また、受入市町村とのマッチングを含めた滞在型プログラムの実施に必要な支援をどのような視点と体制で行うのか具体的に明示すること。さらに、滞在型プログラム終了後も、参加者が、継続的及び自主的に地域と関わりを持てるような工夫について具体的な内容を示すこと。
- (4) 成果等の情報発信について  
滞在型プログラム終了後、プログラムを通じて得られた成果等についてさっぽろ圏の住民に向けて発信する方法や想定される効果について、具体的に明示すること。
- (5) 独自提案等について  
本業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で必要・効果的と考える事柄があれば提案すること。

## 7 申込方法

企画競争参加者は、次のとおり企画書等を提出すること。

- (1) 提出期間  
令和5年6月5日（月）～6月20日（火）必着
- (2) 提出先  
まちづくり政策局政策企画部企画課（広域連携担当） 担当：山谷  
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所5階南側

(3) 提出方法  
持参または郵送とする。

(4) 提出書類

ア 企画書 10部

※ 作成にあたっては、下記「8 企画書の作成」によること。

イ 参加意向申出書（様式1-1）及び会社概要（様式1-2） 各1部

ウ 見積書 1部

※ 積算根拠が分かるように記載すること。なお、本積算額は評価対象とはせず、企画提案が選定された者との契約額を確約するものではない。

## 8 企画書の作成

企画書の作成にあたっては、以下の事項を遵守すること。

(1) 作成要領

ア 表紙を付し、表題として「関係人口創出事業運營業務」と記載すること。

イ 会社その他団体名（以下「事業者名」という。）を表紙に記載し、提案者の担当部門及び責任者を示した企画書を10部作成すること。

ウ 提出できる企画書は、1提案者につき1式までであること。

エ 体裁は次に掲げる条件を満たすこと。

(ア) 原則として、言語は日本語を用いること。なお、企画書の一部について、外国語を用いる場合は、一般人が理解し得る程度の日本語による注釈等を付すこと。

(イ) 通貨単位は円を用いること。

(ロ) 文字サイズは10.5ポイント以上とすること。

(ハ) 上下左右に20mm以上の余白を設定すること。

(ニ) ページ下部にページ番号を付すこと。

(ホ) 表紙、目次のほか、添付書類がある場合は一覧表を付すこと。

(ヘ) サイズはA3横、片面印刷、2枚以内とすること（様式自由）。ただし、(カ)に示す書類は除く。

オ 難解な表現は避け、図解等を活用したわかりやすいものとなるよう努めること。また、専門用語等については、脚注等を付すこと。

カ 企画書には、提案者が確実に実現できる内容を記載すること。なお、企画書の記載内容は、総予算額の中で実施できるものとみなす。

(2) 注意事項

ア 提出期限後の企画書の提出、再提出及び差し替えは認めない。

イ 提出された企画書は返却しない。また、本企画競争の実施に必要な場合、提案者は、札幌市が企画書その他提出書類等を利用（改変、複製等を含む。）

することを許諾するものとする。

ウ 企画書その他提出書類は、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）等に基づく請求等により、公開される場合がある。

エ 提案者は、札幌市に対し、提案者自身が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作者人格権その他一切の権利を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 企画書の著作権は、個々の提案者に帰属するが、本事業の実施等において必要と認められる場合、札幌市は企画書の全部又は一部を使用できるものとする。

カ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

キ 企画書その他本企画競争の実施に必要な書類の作成等に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

ク 札幌市と提案者における契約内容は、企画提案された内容等を踏まえ、協議の上決定する。なお、協議が整わないときは、受託者を変更することがある。

## 9 質問の受付

本業務及び企画競争についての質疑等は、質問票（様式2）に記載の上、提出するものとする。

### (1) 提出期限

令和5年6月12日（月）17時【必着】

### (2) 提出方法

電子メールとする。＜送信先アドレス＞[ki.kouiki@city.sapporo.jp](mailto:ki.kouiki@city.sapporo.jp)

なお、件名は、「関係人口創出事業運営業務 質問書（事業者名）」とすること。

### (3) 回答

電子メールにより随時行う。なお、提出期限までに到着しなかった質問票については回答しない。

また、本企画競争を実施する上で広く周知することが適当であると認められるものは、質問者の名を伏せた上、札幌市公式ホームページ上で公開することがある。

## 10 選定方法

企画提案は、「関係人口創出事業運営業務」企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において、後述「12 審査基準」により、(1)及び(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

### (1) 参加資格の確認及び一次審査

- ア 参加資格の確認は「5 参加資格」に基づき行う。
- イ 一次審査は、企画書その他提出書類により行う。
- ウ 一次審査の通過者数は3者程度とする。なお、提案者が少数の場合は、実施委員会委員長の決定により、一次審査を省略する場合がある。
- エ 参加資格の確認結果及び一次審査の結果は、確定後速やかに提案者全員に通知するものであること。

### (2) 最終審査

- ア 札幌市が指定する日時及び場所において、一次審査を通過した提案者（一次審査を省略した場合は全提案者）に対し、ヒアリングを実施する。
- イ 各提案者につき、出席者は3名までとすること。
- ウ ヒアリングは1者20分（説明10分、質疑10分）程度で、順次個別に行う。説明の際、プロジェクター・スクリーン等の使用は認めない。
- エ ヒアリングの結果は、速やかに提案者全員に対し、文書により通知する。なお、最終審査の結果に関する質問については、「14 問い合わせ先」において、受け付ける。
- オ プレゼンテーションにおいて、事業者名を述べることは認めないものであること。

### (4) 審査スケジュール（予定）

- ア 一次審査（書類審査） 令和5年6月22日（木）
  - イ 最終審査（ヒアリング） 令和5年6月30日（金）
- ※上記スケジュールは変更となる場合がある。

## 11 契約方法

- ア 契約は、「10 選定方法」に記載する審査より、最も優れた提案者とされた者との間で、随意契約により行うことを原則とする。なお、手続については、札幌市契約規則（昭和26年規則第9号）その他関係規程による。
- イ 札幌市と最も優れた提案者とされた者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者との交渉を行う場合がある。
- ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載その他不正行為があった場合には、交渉から排除する場合がある。
- エ 企画書その他提出書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

## 12 審査基準

審査は、下表に示す審査項目による総合点数方式とし、実施委員会委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。総合得点が同点の企画提案があるときは、実施委員会の協議により、選定するものとする。

なお、総合得点の満点の6割を最低基準点とし、最低基準点に満たない場合は、契約候補者としないものとする。また、提案者が1者であっても、最低基準を超えたときは、契約候補者として選定する。

評価の視点		配点
1 業務遂行能力		
(1) 執行体制、スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を円滑に進める体制を有しているか。</li> <li>・スケジュールが具体的かつ適切なものであり、本プログラムに参加しやすくなる配慮がされているか</li> </ul>	20
2 企画提案内容		
(1) 受入市町村の選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入市町村の選定理由について、業務目的を踏まえたものとなっているか。</li> </ul>	10
(2) 滞在型プログラムの企画・実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞在型プログラムを円滑に進められると判断できる実績であるか。</li> <li>・受入市町村とのマッチングを含めた滞在型プログラムの実施に必要な支援について、効果的な体制となっているか。</li> <li>・滞在型プログラム実施後も、参加者が継続的及び自主的に地域と関りを持てるようなものとなっているか。</li> </ul>	30
(3) 成果についての情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞在型プログラムで得られた成果の発信の方法が、新たな関係人口の創出に効果的なものとなっているか。</li> </ul>	20
(4) 独自提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業に効果的な独自の提案がなされているか。</li> </ul>	10
(5) 企画提案全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業目的を十分に理解した上で提案がなされているか。</li> </ul>	10
合計		100

### 13 失格事項

次の各号のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 企画書その他提出書類に虚偽記載その他不正の行為をした者
- (2) 本説明書に定める手続き以外の手法により、実施委員会の委員又は札幌市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受け、又は求めた者その他審査の公正性を害する行為をした者
- (3) 本企画競争の手続期間中に参加停止の措置を受けた者
- (4) 提出した企画書その他提出書類に重大な瑕疵があると認められる者
- (5) 関係法令、本説明書に定める事項等を遵守しない者
- (6) その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

### 14 問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所5階  
まちづくり政策局政策企画部企画課（担当：山谷）  
電話：011-211-2281 ファクス：011-218-5109  
メールアドレス：ki.kouiki@city.sapporo.jp